

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 須崎事業宿舍建物解体撤去工事
- 2 工 事 場 所 高知県須崎市山手町11
- 3 工 期 契約締結日の翌日 から
令和8年3月13日 まで
- 4 請 負 金 額 ￥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ -)
- 5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 金 払 なし
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用される
ものは（○印）、適用されないものは（×印）である。

適用削除区分	選択事項		選択事項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者		第10条第1項第2号
×	〔 〕監理技術者		第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第5項
×	部分払	回以内中	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 9 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり
- (注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

(1) 火災警防

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月28日に交付した国有林野事業工事請負契約約款および建築物解体工事共通仕様書（令和4年度版）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

発注者 (住所) 高知県四万十市中村丸の内1707-34
(氏名) 分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 増原 俊光 印

受注者 (住所)
(氏名)

印

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	行 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装建材等	建築設備・内装建材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊		
建設発生木材		

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

工種別数量内訳書

建物名称:須崎事業宿舎
建物所在:高知県須崎市山手町11

[illegible]

工種別数量内訳書

建物名称: 須崎事業宿舎 建物所在: 高知県須崎市山手町11					
番号	名称	摘要	数量	単位	備考
	須崎事業宿舎建物解体撤去工事				
I	直接工事費				
1	直接仮設		1.0	式	
2	解体工事		1.0	式	
3	とりこわし工事		1.0	式	
4	器具類とりこわし		1.0	式	
5	発生材運搬		1.0	式	
6	発生材処分		1.0	式	
	小計				
1	仮設工事				
	単管足場	4面 H6.5 298.6㎡	1.0	式	
	防音シート張り	298.6㎡	1.0	式	
	仮囲い	ガードフェンスH1.2m、L=20m	1.0	式	
	小計				
2	解体工事				
	宿舎解体	木造2階建て延べ床面積129.6㎡	1.0	式	
	倉庫解体	木造平屋建て9㎡	1.0	式	
	車庫解体	掘立柱建物木造平屋建て27.36㎡	1.0	式	
	隔て板塀解体	板塀L=4.12、H1.8	1.0	式	
	重機運搬		1.0	式	
	整地費	再生砕石6.4㎡敷き均し	1.0	式	
	小計				
3	とりこわし工事				
	無筋コンクリート	犬走、防湿コンクリート他	19.1	㎡	
	有筋コンクリート	宿舎基礎	10.6	㎡	
	木材	宿舎、境塀、倉庫、車庫共	25.95	㎡	
	外部廻り				
	日本瓦棧葺き		118.0	㎡	

工種別数量内訳書

建物名称: 須崎事業宿舎
建物所在: 高知県須崎市山手町11

番号	名称	摘要	数量	単位	備考
	カラー鉄板葺き	庇屋根、出窓屋根、取合い水切り他	86.9	m ²	
	ルーフィング張り	石綿含有建材	393.0	m ²	
	土塗り壁	t=75 小舞竹共	286.0	m ²	
	サイディングボード張り	石綿含有建材レベル3	34.6	m ²	
	外壁板張り	t=15	179.0	m ²	
	外部巾木モルタル		8.5	m ²	
	グラスウールマットt100		77.8	m ²	
	小波鉄板葺き	t=0.27	51.6	m ²	
	軒樋塩ビ105		107.0	m	
	堅樋塩ビ60Φ		53.6	m	
	床下換気口	プラスチック製 180*360*t14	14.0	個	
	内部廻り				
	床モルタル塗り		2.6	m ²	
	床縁甲板張り		36.0	m ²	
	床タイル張り	t=40	5.4	m ²	
	巾木モルタル塗り		1.2	m ²	
	内部板張り	t=15	44.0	m ²	
	合板3mm張り		77.3	m ²	
	クロス張り		77.3	m ²	
	杉柂プリント合板張り		81.4	m ²	
	壁ラスモルタル下地タイル張り		29.2	m ²	
	壁ラスモルタル		12.9	m ²	
	壁モルタル下地タイル張り		8.9	m ²	
	岩綿吸音板12張り	石綿含有建材レベル3	13.5	m ²	
	ケイカル板張りt6	石綿含有建材レベル3	8.9	m ²	
	床合板5.5mm張り		9.6	m ²	
	畳敷		44.0	枚	
	床合板3mm張り		19.2	m ²	
	天井点検口	450*450	2.0	ヶ所	
	西階段手摺	ビニパイプ38Φ	3.6	m	
	カーテンレールL=1.9		8.0	ヶ所	
	カーテンレールL=3.7		2.0	ヶ所	
	カーテンレールL=2.7		4.0	ヶ所	

工種別数量内訳書

建物名称: 須崎事業宿舎
建物所在: 高知県須崎市山手町11

番号	名称	摘要	数量	単位	備考
	アルミサッシ				
	1階和室4.5畳南引違窓 戸袋付き雨戸2枚網戸1枚	w1700 * h1800	2.0	ヶ所	
	1階和室6畳南引違窓 戸袋付き雨戸3枚網戸2枚	w2570 * h1800	2.0	ヶ所	
	1階和室4.5畳南引違窓 戸袋付き雨戸2枚網戸1枚	w1700 * h1400	2.0	ヶ所	
	台所引違窓網戸1枚	w880 * h950	2.0	ヶ所	
	台所出窓引違窓網戸1枚	w1600 * h1760	2.0	ヶ所	
	玄関 引違戸	w1400 * h2130	1.0	ヶ所	
	玄関 引違戸1枚網戸付き	w1400 * h2130	1.0	ヶ所	
	便所引違窓網戸1枚	w1300 * h600	1.0	ヶ所	
	浴室引違窓網戸1枚	w1300 * h700	1.0	ヶ所	
	浴室引違窓網戸1枚格子付き	w1300 * h700	1.0	ヶ所	
	便所引違窓網戸1枚格子付き	w1300 * h600	1.0	ヶ所	
	2階和室6畳北引違窓 戸袋付き雨戸3枚網戸2枚	w2600 * h760	2.0	ヶ所	
	2階和室6畳南引違窓 戸袋付き雨戸2枚網戸1枚	w2600 * h1350	2.0	ヶ所	
	2階和室4.5畳南引違窓 戸袋付き雨戸2枚網戸1枚	w1700 * h760	2.0	ヶ所	
	2階廊下引違窓網戸1枚	w1700 * h1350	2.0	ヶ所	
	2階アルミ格子	h500 * w200 * L1800	2.0	ヶ所	
	2階アルミ格子	h500 * w200 * L2670	2.0	ヶ所	
	アコーディオンドア	w2600 * h1800	2.0	ヶ所	
	アルミ浴室折れ戸	w800 * h1800	2.0	ヶ所	
	ガラストーマイ5mm		30.6	m ²	
	型ガラス4mm		41.0	m ²	
	建具木製				
	玄関下足箱 両開き戸	w800 * h900	2.0	ヶ所	
	台所片引き戸	w800 * h1800	2.0	ヶ所	
	3枚引違フスマ	w2600 * h1800	2.0	ヶ所	
	2枚引違フスマ	w1700 * h1800	2.0	ヶ所	
	脱衣引込戸	w600 * h1800	2.0	ヶ所	
	便所引込戸	w600 * h1800	2.0	ヶ所	

工種別数量内訳書

建物名称: 須崎事業宿舎
建物所在: 高知県須崎市山手町11

番号	名称	摘要	数量	単位	備考
	2階4枚引違フスマ	w3500 * h1800	2.0	ヶ所	
	2階天袋フスマ引違	w1700 * h430	2.0	ヶ所	
	2階両開きフスマ	w800 * h1150	2.0	ヶ所	
	2階天袋片開きフスマ	w800 * h430	2.0	ヶ所	
	倉庫 木製建具	w800 * h1800	2.0	ヶ所	
	小計				
4	器具類とりこわし				
	流し台	1500 * 550 * h800	2.0	ヶ所	
	ガス台	700 * 550 * h650	2.0	ヶ所	
	吊戸棚	2100 * 360 * h500	2.0	ヶ所	
	床下収納	600 * 600 * h500	2.0	ヶ所	
	ロータンク付き便器	800 * 380 * h450+380 * 225 * h480	2.0	ヶ所	
	手洗い器	220 * 220 * 150	2.0	ヶ所	
	紙巻き器	170 * 75 * 150	2.0	ヶ所	
	ポリ浴槽	700 * 1000 * h600	2.0	ヶ所	
	洗面器	400 * 500 * h250	2.0	ヶ所	
	鏡	360 * 455 * t5	2.0	ヶ所	
	浴槽蓋	1000 * 700 * t12	2.0	ヶ所	
	シャワーカラン	250 * 200 * 250 パッキン石綿含有建材レベル3	2.0	ヶ所	
	タオル掛け	400 * 44 * 64	2.0	ヶ所	
	コンセント他		60	ヶ所	
	照明		12.0	ヶ所	
	照明蛍光灯		7.0	ヶ所	
	ガス栓		2.0	ヶ所	
	分電盤		2.0	ヶ所	
	台所換気扇	250 Φ	2.0	ヶ所	
	全フードプラスチック		2.0	ヶ所	
	水栓	パッキン石綿含有建材レベル3	4.0	ヶ所	
	便所換気扇		2.0	ヶ所	
	浴室換気扇		2.0	ヶ所	
	散水栓	ボックス共	2.0	ヶ所	
	小計				

工種別数量内訳書

建物名称:須崎事業宿舎
建物所在:高知県須崎市山手町11

[illegible]

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるととも

に、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。